

画』が作成されました

平成18年度に作成作業を進めていました「安平町国民保護計画」については、平成19年2月28日に北海道との協議が終了し、3月議会の報告を経て、完成しましたので、この計画の概要についてお知らせします。

◇『国民保護法』について

平成16年9月に施行された法律で、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」と言います。

この法律が制定された背景には平成13年9月11日に発生したアメリカにおける大規模テロ等があり、もし日本国内で外国からの武力攻撃や大規模テロ等が起きた場合に、国民の生命、身体及び財産をどのように保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や都道府県、市町村などの役割を明らかにし、連携・協力して国民の保護に関する措置の実施等について定めたものです。

国民保護法Q&A

Q 一般の国民にも何か義務が生じるのですか？

A 国民保護法では、安全が確保されていることを前提に、住民の避難や被災者の救援の援助などについて、強制力をともなつたものではありませんが、協力をお願いすることがあります。

Q 緊急時を理由に、国民の権利が不当に制約されませんか？

A 武力攻撃が発生した場合のような緊急時においても、日本国憲法の保障する基本的な権利が尊重されなければならぬことは当然のことであり、国民保護法では、基本的人権の尊重に関する規定（注釈）を設け、基本的人権が不



当に制約されないようにしています。

◇国民保護計画とは

国民保護法の規定では、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するために必要となる指針として、国・都道府県・市町村のそれぞれの役割を明確にするための「国民保護計画」の作成が義務づ

△注釈▽

住民の避難や避難住民の救援、武力攻撃に伴う被害の最小化など、国、北海道、市町村、指定公共機関などが武力攻撃事態の際に実施する措置のことを「国民の保護のための措置」といいます。国民保護法第5条第1項では「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。」と定めています。